

第8次 日吉津村交通安全計画

(平成18年度～平成22年度)

日吉津村交通安全対策会議

目 次

第1部 道路交通の安全	1
第1章 道路交通事故のすう勢と交通安全計画における目標	1
第1節 道路交通事故のすう勢	1
第2節 交通安全計画における目標	2
第3節 今後の道路交通安全対策を考える視点	2
第2章 講じようとする施策	3
第1節 道路交通環境の整備	3
1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	3
2 総合的な駐車対策の推進	4
3 その他道路交通環境の整備	4
4 災害に備えた道路交通環境の整備	4
第2節 交通安全思想の普及徹底	4
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	4
2 飲酒運転の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	7
第3節 安全運転の確保	7
1 運転者教育等の推進	7
第4節 自転車の安全性の確保	8
第5節 暴走族対策の強化 …	8
第6節 救急・救助体制等の整備	8
1 救助・救急体制の整備・充実	8
2 救急医療機関の協力関係の確保	8
第7節 被害者救済体制の整備	9
1 交通災害共済事業の充実	9
2 交通事故被害者に対する援助措置の充実	9

第1部 道路交通の安全

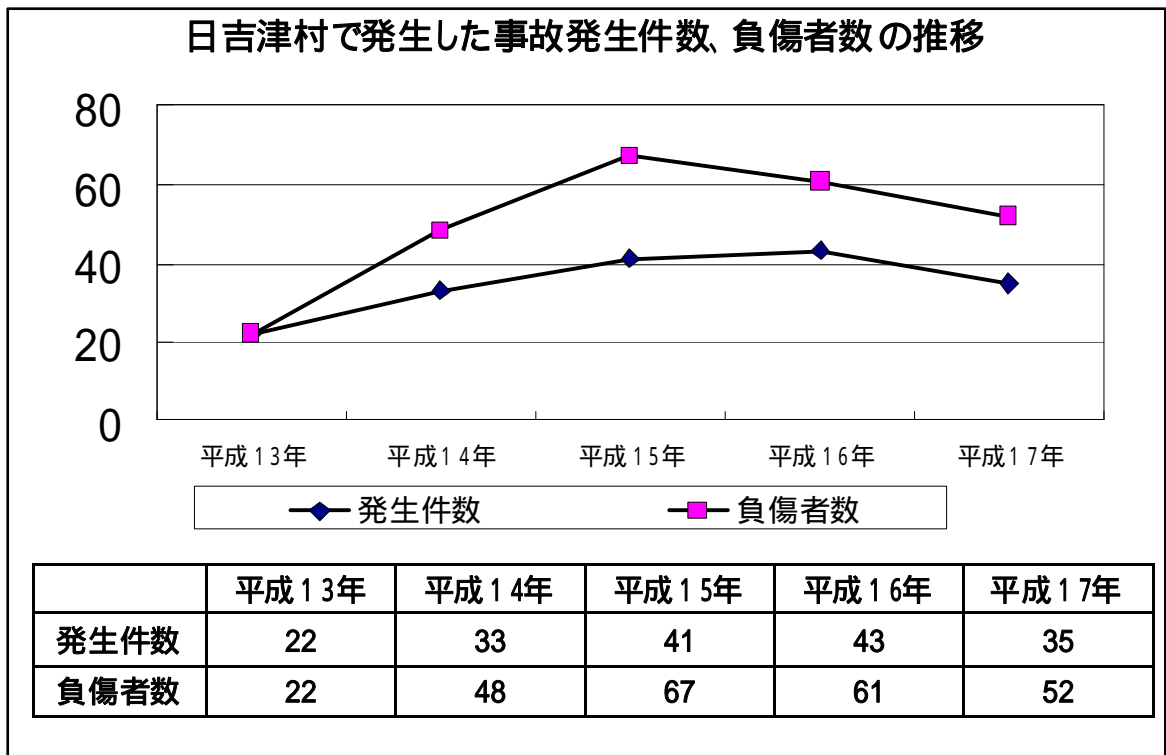
第1章 道路交通事故のすう勢と交通安全計画における目標

第1節 道路交通事故のすう勢

本村における交通事故の状況は、第7次日吉津村交通安全計画期間中の5年間に於ける発生件数は、年平均35件、平均傷者数は50人と過去の推移に比べると増加傾向にあり、平成8年11月以降、10年連続して死者は出ていないものの依然として憂慮すべき現状にあります。

今後も運転免許保有者数・車両保有台数の増加、村民生活の24時間化などによる道路交通量の増加、並びに高齢者人口の増加と社会参加活動の活発化、高速交通網の整備拡充に伴う自動車交通量の拡大など道路交通を取り巻く環境は一段と複雑、多様化が予想され、これに伴って、ますます交通事故の発生増加が懸念されます。このため、交通事故を抑制するための総合的な交通安全対策の推進が一層重要となってきます。

鳥取県で一番交通事故が少なく、安全で安心な日吉津村を目指すため、関係機関、関係団体等がこれまで以上に一層の緊密な連携を図りながら諸対策を推進するとともに、村民憲章の下、村民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要で、村内の交通事情等を踏まえた上で、活動を強化し、これらに対応できる交通安全対策を推進します。



第2節 交通安全計画における目標

(数値目標)	交通事故死者数	0人
	交通事故負傷者数	20人以下

本村における第8次交通安全計画は、人命尊重と交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない安全で安心な日吉津村を実現するため、本計画期間である平成22年まで継続して年間の24時間死者数を0人とします。

このことは、当然のことながら、24時間死者数のみならず、およそ道路交通事故に起因する死者数(30日以内死者数)を同様に0人とすることを意味し、今後はさらに、死者数ゼロを継続するため交通安全対策を一層積極的に取り組み、平成22年までに年間の負傷者数を20人以下とすることを目指すものとします。

第3節 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年の自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加にみられるように、今や、自動車の利用は村民にとって不可欠なものとなっておりますが、これに伴う交通事故の脅威から村民を守るため、道路交通の安全と円滑を確保し、快適な交通社会を実現することが求められています。

交通安全対策の推進に当たっては、人命尊重の理念の下、負傷者数の減少はもとより交通事故発生を抑止するための、交通事故総量抑止対策の充実が重要であります。

また、人優先の交通安全思想のもと、高齢者、障害者等の交通弱者の視点に十分配慮した諸施策を推進しなければなりません。

このような観点から、

道路交通環境の整備

交通安全思想の普及徹底

高齢者に対する交通安全教育の推進

自転車の安全利用の推進

飲酒運転の根絶

安全運転の確保

後部座席も含むシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
救助・救急体制の充実

といった交通安全対策を通して、村民を交通事故の脅威から守ることを目標とし、次の視点を重視して対策の推進を図ります。

1 少子高齢社会への対応

本村は、65歳以上の高齢者が事故に遭う割合が高く、加えて全国水準を上回る高齢化の進展から、高齢者が安全に暮らせる交通社会の形成が必要です。

第8次日吉津村交通安全計画においては高齢者の安全対策を最重点として取り組むこととします。

また、子どもを交通事故から守るため、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進します。

2 歩行者の安全確保

交通事故のない安全で安心な日吉津村を実現するためには、歩行者の安全を確保することが必要不可欠です。

このようなことから、これまで「歩車共存」の考えから「人優先」とし、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備や歩行空間の確保を一層積極的に働きかけ、歩行者の安全確保を図る対策を推進します。

3 村民自らの意識改革

すべての村民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、鳥取県で一番交通事故が少なく、安全で安心な日吉津村を目指し、次の対策を積極的に推進します。

- 1．鳥取県交通マナーアップ運動の積極的推進
- 2．交通安全にみんなで参加する日の積極的推進
- 3．夕暮れ時の早期点灯運動の推進
- 4．反射材の着用の推進

第2章 講じようとする施策

第1節 道路交通環境の整備

1．人優先の安全・安心な歩行空間の整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、県との連携のもとに交通安全施設等を整備し、安全かつ円滑・快適な環境の確立を図ります。

ア．歩行者、自転車利用者、車いす利用者の安全確保のためのバリアフリー化を含む歩道の障害物・段差の除去、歩道・自転車歩行者道の整備や横断防止柵の設置等

の推進を図ります。

- イ．交通の流れを円滑にするための交差点改良に努めます。
- ウ．夜間歩行者等の安全確保のための道路照明等の整備に努めます。
- エ．道路交通の安全を図るため、利用者の立場に立った見やすく分かりやすい道路表示及び道路標識の充実に努めます。
- オ．村道の改良工事、各種イベントに伴う交通規制については、ホームページ等を通じた広報に努めます。

2．総合的な駐車対策の推進

駐車施設の不足は、路上の違法駐車を蔓延させ、交通渋滞、交通事故の主要な原因となるため、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通の状況や地域の特性に応じた秩序ある駐車対策を推進します。

- ア．秩序ある駐車を推進し、安全で円滑な道路交通を確保するため、米子警察署などの協力を得ながら、道路及び交通の状況に応じた駐停車禁止規制の適切な推進、違法駐車の取締の強化等を進めます。
- イ．地域交通安全活動推進員の協力のもと、広報啓発活動を強化し、正しい駐車に関する意識高揚を図ります。

3．その他道路交通環境の整備

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路交通の妨げとなる工事等による道路の使用及び占用について適正な許可を行います。不法占用物件などについては、適正な指導に努めます。また、道路使用許可条件履行、占用物件等の維持管理の適正化を図り、指導・監督の強化に努めます。

4．災害に備えた道路交通環境の整備

大規模地震発生時等においても村内の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、幹線道路につながる橋りょうの耐震補強の推進を関係機関に働きかけます。

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）により幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的に推進するとともに、高齢者の交通安全教育を強力に推進します。また、自転車を利用することが多い児童、学生に対して交通安全指導を強化します。

(1) 幼児に対する体系的な交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の決まりを理解し、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や、態度を身に着けることを目標とし、保育所、家庭、地域等と連携を図りながら、次の対策を実施します。

- ・ 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させます。
- ・ 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させます。
- ・ 保育所における指導を図ります。
- ・ 関係機関、関係団体等は、保育所における指導を支援するとともに保護者に対する指導を行ないます。
- ・ 幼児の発達段階や特性及び地域の実情に応じ、寸劇等を活用した分かりやすい指導を行います。
- ・ 模擬現場を想定した正しい横断の仕方等、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。
- ・ 交通安全父母の会等の育成に努め、親子ぐるみの交通安全教育を推進します。

(2) 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情、地域の道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避する必要な技能と知識を習得させ、安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とし、次のとおり実施します。

- ・ 歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させます。
- ・ 道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力を向上させます。
- ・ 小学校における計画的指導を図ります。
- ・ 関係機関、関係団体等は、小学校における指導を支援するとともに補完的な交通安全教育を行ないます。
- ・ 通学時等における交通指導員や交通ボランティアによる指導を行います。

(3) 中学生・高校生に対する交通安全教育の推進

- ・ 日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できる意識を育成します。
- ・ 学校における計画的指導を図ります。
- ・ 関係機関、関係団体等は、中学校における指導を支援するとともに補完的な交通安全教育を行います。

(4) 成人に対する交通安全教育の推進

- ・ 運転者としての社会的責任を自覚させるよう努めます。
- ・ 交通安全意識・交通マナーの向上を図ります。
- ・ 事業所における自主的な安全運転管理を活発化します。
- ・ 公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進します。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

ア．高齢ドライバー対策

- ・ 身体能力低下が運転に及ぼす影響が理解できるよう科学的機器を利用して、セイフティ・インストラクターが診断する事業を推進します。
- ・ 一般ドライバーに高齢者ドライバーであることを促すため、高齢者運転標識（紅葉マーク）を表示するよう広報を実施します。

イ．高齢歩行者対策

- ・ 道路横断時には「見るくせ 待つくせ 止まるくせ」を習慣付ける交通安全教育を実施します。
- ・ 夜間の交通事故防止を図るため、反射材着用の強い呼びかけや家庭訪問時等に高齢者の持ち物へ反射材を貼付する活動を推進します。
- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

ウ．高齢者の自転車対策

- ・ 道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させます。

(7) 障害者に対する交通安全教育

障害者に対しては、地域福祉活動の場等を利用して交通安全教育を行います。

2 飲酒運転の根絶

(1) 村民の意識改革

「飲酒運転は絶対にしない、させない」という村民の意識改革を進める広報啓発活動を実施します。

(2) 飲酒運転四（し）ない運動を呼びかけます。

酒を飲んだら運転しない

運転するなら酒を飲まない

運転する人に酒をすすめない

飲酒運転を許さない

(3) ハンドルキーパー運動の推進

仲間と自動車で飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推進します。

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

村民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通安全ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動において、関係機関連携のもと、以下の項目を重点的に推進します。

子どもと高齢者の交通事故防止

飲酒運転の根絶

後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

自転車の安全利用等の推進

若者の交通事故防止

交差点での交通事故防止

(2) 交通の安全に関する広報の推進

村民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識をかためるため、各種の広報媒体を通じて、効果的な広報の充実に努めます。

ポスター、チラシ 広報車 村報 防災無線 ホームページ

(3) 民間団体の育成指導

交通安全思想の普及徹底を図るうえで大きな役割を果たしている、交通安全を目的とする民間の団体について、これらの団体が行う諸行事に対する援助を積極的に行い、その自主的な活動を促進し、また、団体相互間の連絡協力体制の充実に努めます。

(4) 反射材の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故を防止するため、反射材の普及促進を図ります。

第3節 安全運転の確保

1 . 運転者教育等の推進

運転者に対し、知識、技術等の向上を図るため、関係団体の協力を得て、事業所等職場においても安全運転について積極的に運転者教育の推進に努めます。

また、事故防止のためシートベルト及び自動二輪車・原付乗車時のヘルメット着用徹底を目指し、関係機関・団体との連携による指導・啓発を行います。

第4節 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度の活用を推進します。

また、増える自転車事故に対応するため、自転車のルール、マナーの意識高揚と日本交通管理技術協会の「TSマーク付帯保険」の加入、さらに損害保険会社の「自転車総合保険」など、各種保険の普及に努めます。

第5節 暴走族対策の強化

暴走行為による交通事故の発生を防止し、交通秩序を維持するために、広報活動を積極的に行い、暴走族追放の気運を高めるとともに、家庭、学校及び地域等における青少年に対する適切な指導の促進を図ります。

また、暴走族が集まったり、暴走行為が行われたりしないよう、必要な管理と道路交通環境の整備を図ります。

このほか、取締の強化及び暴走族関係事犯者の再犯防止についても、関係機関に要望し、暴走族対策の強化を図ります。

第6節 救急・救助体制の整備

1. 救急・救助体制の整備・充実

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故内容の複雑多様化に対処するとともに、交通事故による負傷者の救命率の向上を図るため、鳥取県西部広域行政管理組合消防局に救急・救助体制の一層の整備拡充を要望し、交通災害による被害の軽減に努めます。

また、交通事故による負傷者の救命効果を向上させるためには、救急車が事故現場に到着するまでの間、事故現場に居合わせた関係者等により自動体外式除細動器（AED）の使用により、救命効果の向上が期待できることから、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進します。

2 . 救急関係機関の協力関係の確保

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の整備を促進します。

第7節 被害者救済体制の整備

1 . 交通災害共済事業の充実

交通事故による被害者の救済対策として、昭和63年から日吉津村交通災害共済事業を実施していますが、今後も全村民の加入を目標として、この制度の周知徹底と充実に努めます。

2 . 交通事故被害者に対する援助措置の充実

村報等の積極的な活用により、交通事故被害者など賠償問題その他の諸問題に対して適切な指導助言と交通事故援助活動を促進し、被害者の福祉向上を目的として鳥取県が設置している交通事故相談所の周知徹底を図ります。